

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年7月5日(2012.7.5)

【公開番号】特開2011-48252(P2011-48252A)

【公開日】平成23年3月10日(2011.3.10)

【年通号数】公開・登録公報2011-010

【出願番号】特願2009-198064(P2009-198064)

【国際特許分類】

G 03 G 9/087 (2006.01)

【F I】

G 03 G 9/08 3 3 3

G 03 G 9/08 3 3 1

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月23日(2012.5.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

前記エポキシ化合物として、1分子中にエポキシ基の数が8より多くエポキシ当量が280より大きい化合物を前記モル比で1モル%より少ない量を用いたのでは、得られる電子写真トナーの耐ホットオフセット性が不十分となる為、好ましくない。前記エポキシ化合物として、1分子中にエポキシ基の数が8より多くエポキシ当量が280より大きい化合物を前記モル比で7モル%より多く用いた場合は、ポリエステル樹脂(A)の合成中に該樹脂(A)がゲル化してしまいポリエステル樹脂(A)を得にくい為、好ましくない。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

前記ジカルボン酸として炭素原子数が18より大きいアルキル基を有するジカルボン酸を前記モル比で14モル%より少ない量を用いたのでは、得られる電子写真トナーの耐ホットオフセット性が不十分となる為、好ましくない。また、炭素原子数が18より大きいアルキル基を有するジカルボン酸を前記モル比で40モル%より多く用いたのでは、得られる電子写真トナーの低温定着性が不十分となる為、好ましくない。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

前記ジオールとして炭素原子数が18より大きいアルキル基を有するジオールを前記モル比で14モル%より少ない量を用いたのでは、得られる電子写真トナーの耐ホットオフセット性が不十分となる為、好ましくない。また、炭素原子数が18より大きいアルキル基を有するジオールを前記モル比で40モル%より多く用いたのでは、得られる電子写真トナーの低温定着性が不十分となる為、好ましくない。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0090**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0090】**

<耐ブロッキング性の評価方法>

40 50% R H の環境下で 66 g/cm^2 の負荷をかけて 48 時間放置したトナーをサンプルとして用い、同サンプル 400 g を目開き $45 \mu\text{m}$ の篩いをセットした振動篩い装置で振幅 1 mm 30 秒間振動させた。篩いに残った凝集物の割合を下記の基準で評価した。凝集物の割合が小さいものほど耐ブロッキング性は良好である。

; 10 質量 % 未満の場合

; 10 ~ 20 質量 % 未満の場合

; 20 ~ 30 質量 % 未満の場合

x ; 30 質量 % 以上の場合